

三監第76号
令和7年12月22日

請求人様

三島市監査委員 今井信義

三島市監査委員 大房正治

令和7年度住民監査請求第3号に基づく勧告に係る措置の実施について（通知）

地方自治法第242条第9項の規定により令和7年度住民監査請求第3号に基づく勧告に係る措置を下記のとおり実施した旨の通知がありましたので、同項の規定により当該通知に係る事項を通知します。

記

1 勧告年月日

令和7年8月22日

2 勧告内容

三島市長に対し令和7年12月22日までに、市が消防団運営交付金として令和6年度及び令和7年度に団本部及び各消防分団に対し支出した当該交付金にのうち、飲酒により不当に費消した費用を精査し、令和7年度分については、不当に費消した費用を交付金の対象外とし、令和6年度分については、交付先の団本部及び該当する消防分団に対し当該交付金の返還を求める等の適正な是正を講じること。また、当該交付金の対象とする研修費については、公務として真に必要な経費を対象とするよう交付基準の見直しを行い、団本部及び各消防団に対し説明を行うよう勧告する。

3 措置年月日

令和7年12月22日

4 措置内容

三島市長は勧告に対し、以下（1）から（3）までの措置を行った。

- (1) 令和7年度分については、研修会費のうち飲酒代相当額部分を消防団運営交付金の補助対象外として処理するよう、三島市消防団に対し指導を行い、12月6日に開催された正副分団長会議においても説明を行った。三島市消防団では、これを受け、12月に開催した幹部研修交流会に際しては、団長名で消防団運営交付金適用分と適用外分の領収書を発行した。
- (2) 勧告された令和6年度分の研修会費の飲酒代相当額部分に当たる消防団運営交付金の返還に加え、市が研修会費への消防団運営交付金の充当を認めた令和4年度以降の研修会費の飲酒代相当額部分に当たる消防団運営交付金の返還を求ることとした。12月17日に、三島市消防団に対し令和4年度から令和6年度までの合計金額154,588円(令和4年度7,828円、令和5年度73,089円、令和6年度73,671円)の返還を求め、12月19日に返還されたことを確認した。
- (3) 今後、新年度に向けて、改めて、研修費を含めた経費全般について、真に必要な経費を対象とするよう交付基準の見直しを年度末までに実施し、団本部及び各分団に対し説明を行う。

担当 三島市監査委員事務局 電話 055（983）2673
